

南島原市公民館条例施行規則

（禁止行為）

第 10 条 公民館（敷地を含む。）内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

- （１）寄附の募集
- （２）広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

（利用者等の守るべき事項）

第 11 条 利用者及び入館者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- （１）利用団体の責任者は、利用者の指導、監督等一切の責任を持つこと。
- （２）利用の許可を受けていない施設及び設備等を利用しないこと。
- （３）所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
- （４）ごみ（缶、ビン等）は持ち帰ること。
- （５）許可を受けないで、壁、柱等に張り紙・釘等をしないこと。
- （６）利用が終わったときは、後片付け、清掃、火気の点検を終え、館長又は関係職員（以下「館長等」という。）に申し出て点検を受けること。
- （７）利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- （８）その他館長等の指示に従うこと。

（損壊等の届出）

第 12 条 建物又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに館長等に届け出て、その指示に従わなければならない。